

## 第17回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議 議事概要

日 時：令和3年6月10日(木)15時00分～15時25分

場 所：仙台市役所本庁舎3階 秘書課第一応接室

出席者：郡市長（議長）、藤本副市長、高橋副市長、危機管理局長兼危機管理監、総務局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、文化観光局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、議会事務局長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者  
宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長

- 次 第：1. 開 会  
2. 議 事  
    (1)本市の感染状況について  
    (2)宮城県の対応について  
    (3)本市の取り組みについて  
3. 閉 会

### 議事要旨：

#### (1) 本市の感染状況について

- ・まん延防止等重点措置の解除から約1カ月が経過し、県と共同で発出している独自の緊急事態宣言及びリバウンド防止徹底期間の終期である6月13日を目前に控えている。
- ・ここ数日の本市における新規感染者数は10数人程度、あるいは一桁で推移しており、市民や事業者の皆様の御協力によって、感染の再拡大を一定程度抑制することができているものと考えている。
- ・また、ワクチン接種については、去る5月24日から大規模接種を、5月31日からは個別接種を開始した。6月12日からは集団接種を開始する運びとなっている。
- ・本日は、これらの状況を踏まえ、また宮城県の対策本部会議の決定を受け、本市における対応などを議題とする。
- ・資料1について健康福祉局長より説明
- ・参考資料について危機管理局長より説明

#### (2) 宮城県の対応について

- ・資料3について危機管理局長より説明

#### (3) 本市の取り組みについて

- ・資料3、4について危機管理局長より説明

### ○関係局長より報告

#### <経済局長>

- ・感染症拡大防止協力金等について報告する。
- ・現在、第4期、第5期・第5期延長分、第6期の協力金の支給事務をおこなっており、5月14日に申請受付が終了した第4期分については、約3,900件の申請を受付し、書類に不備にある申請以外の支給がほぼ完了している。
- ・5月12日より受付を開始した第5期・第5期延長分については、すでに約3,800件の申請を受付し、約1,500件の支給を行った。
- ・6月1日より受付を開始した第6期分については、約2,200件の申請を受付し、現在支

給に向けた準備を進めている。

- ・協力金の支給は、第5期の協力金より、店舗の売上高に応じた支給額となったことから、店舗ごとの売上台帳や事業者ごとの確定申告書などの書類の確認・審査にこれまでより大幅に時間を要している。中小企業診断士、税理士、行政書士などの専門家や、各局からの応援職員にも尽力いただき、できるだけ速やかな支給に努めてまいる。
- ・6月14日午前5時までの要請期間となっている第7期分の協力金については、6月21日から申請受付を開始すべく準備を進めているところ。
- ・関連事業者支援金については、事業者から引き続き問い合わせや一定の申請があることから、6月18日までとしていた申請期限を、6月30日までに延長する。また、支援金の二回目の支給について、第2回定例会に補正予算を提案しているところ。
- ・今後の事業継続に向けて、本市からの支援金や国が創設した月次支援金、県の同様の支援制度などをあわせて活用いただくよう、事業者への周知に努めてまいりたい。

#### <健康福祉局長>

- ・資料5の新型コロナウイルスワクチンの64歳以下の市民に対する接種について、健康福祉局長より説明。

#### ○市長より指示

- ・県と本市共同で発出しているリバウンド防止徹底期間の延長に伴う県の対応、要請について、市民や事業者にしっかりと周知するよう努めること。
- ・変異株に置き換わっている状況を踏まえ、市民や事業者に対する感染の再拡大防止対策の呼びかけを継続・強化すること。
- ・また、時短要請等により深刻な影響を受けている地域経済に対して、協力金や支援金の速やかな支給に向けて遺漏のないよう事務を進めるとともに、県が進める認証制度について、その周知等、協力に引き続き努めること。
- ・ワクチン接種を加速的に推進し、高齢者に対しては7月末までに完了するよう取り組むこと。
- ・次の感染の大きな波に備え、強化した全庁の応援体制が機能するよう、各局において業務の停止や縮小等を検討し、応援職員をしっかりと確保すること。

#### ○宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長より

- ・6月14日以降、接待を伴うまたは酒類を提供する飲食店への時短要請を終了することとなるが、リバウンドとにならないようしっかりと対応しなければならない。
- ・これまで仙台市の協力も得ながら、街頭での注意喚起等を行ってきたが、時短要請終了に伴い、今後更に県民、市民への注意喚起を強化するために、プロスポーツチームと連携した働き掛けをおこなってまいりたい。

#### ○市長より総括

- ・青葉区の飲食店等の時短要請等は、6月14日午前5時をもって解除することとなった。以降は、リバウンド防止徹底期間を7月11日まで延長し、感染の再拡大防止に向けた取組みを継続してまいる。
- ・全国的には、新規感染者は減少傾向にあるものの、首都圏等における緊急事態宣言の動向は未だ不透明であり、夜間等における本市との人流の増加に対する懸念が払拭しきれない。
- ・また、本市における感染がN501Y変異株に置き換わっていることや、全国で新たな変異株が拡大しつつあることを踏まえると、予断を許さない状況が続いているものと認識している。

- ・感染の再拡大を招かないためには、時短要請解除後の各事業者や市民の感染防止対策の徹底が極めて重要である。引き続き、一人一人に向けて、リバウンド対策の励行を強くお願いするとともに、本市として、市民へのワクチン接種を加速的に進めてまいりたい。
- ・リバウンドを抑制し、平穏な日常を1日も早く取り戻すためにも、国や県、医療機関などとの連携を引き続き密にしながら、市役所全庁を挙げての応援体制のもと、感染の封じ込めに取り組んでまいらる。

以上